〔第二問〕 - 50点 -

(問1) 45

区分		総 額	⇒1 /22÷ 488	
		①	計 算 欄	
	当期利益又は当期欠損の額	1	154, 209, 000円	
	損金経理をした法人税及び 地方法人税(附帯税を除く)	2	8,000,000	
	損金経理をした道府県民税 (利子割額を除く。)及び市 町村民税	3	2, 450, 000	650, 000 + 1, 800, 000 = 2, 450, 000
	損金経理をした道府県民税 利子割額	4		
	損金経理をした納税充当金	5	28, 000, 000	
加	損金経理をした附帯税(利 子税を除く。)、加算金、 延滞金(延納分を除く。) 及び過怠税	6		
算	減価償却の償却超過額	7	39, 362, 501	<ul> <li>(1) 建物附属設備</li> <li>① 償却限度額</li> <li>40,000,000×0.067× 10/12 = 2,333,333</li> <li>② 償却超過額</li> <li>40,000,000 - (1) = 37,766,667円</li> <li>(2) 機械装置(移設費用)</li> <li>① 会社計上償却費</li> <li>3,000,000×0.400× 7/12 = 700,000</li> <li>② 償却限度額</li> <li>(3,000,000+2,500,000) × 0.500 = 2,750,000</li> <li>(3,000,000+2,500,000) × 0.12499 = 687,445</li> <li>2,750,000 &gt; 687,445 ∴ 2,750,000</li> <li>2,750,000 × 7/12 = 1,604,166</li> <li>③ 償却超過額</li> <li>(①+2,500,000) - ② = 1,595,834</li> <li>(3) (1) +(2) = 39,362,501</li> </ul>

	役員給与の損金不算入額		270,000	乙: 代表取締役 ∴ 役員
		8		丙: 甲社は同族会社で、丙は特定株主で
				経営に従事しているため、みなし役
				員である。
				業務従事割合70%を超える部分について
				は、役員給与にあたる。そして、この金
				   額は、定期同額給与、事前確定届出給与
				   等に該当しないため、損金不算入となる。
加加				$\therefore 900,000 \times 30\% = 270,000$
'				211,111
	交際費等の損金不算入額			
	個別貸倒引当金繰入超過額		0	(1) 繰入限度額
		10		   S社は当期中に破産手続き開始の申立て
				を行っているものとする。
				$10,000,000 \times 50\% = 5,000,000$
				(2) 繰入超過額
				(7,700,000-2,900,000) - (1)
算				= △ 200,000 ∴ 処理なし
25				
	一括貸倒引当金繰入超過額		520, 000	(1) 繰入限度額
				① 一括評価金銭債権
				38,500,000+124,000,000-10,000,000
				+150,000,000= 302,500,000
				② 実質的に債権とみられないもの
				15,000,000 > 5,000,000
				∴ 5,000,000
				③ 繰入限度額
				$(\widehat{\ } - \widehat{\ }) \times \frac{8}{1,000} = 2,380,000$
				(2) 繰入超過額
				2,900,000-(1) = 520,000
	K社株式評価損の損金不算		0	K社株式はその他有価証券に該当し、か
	入額			つ、会社は全部純資産直入法を適用して
				いると考え、会社計上評価損は計上され
				ず、別表4の調整は不要と判断した。
	デリバティブ取引に係る		0	会社が繰延ヘッジ処理を適用していたと
	先物利益計上もれ			想定すると、税務上の調整は不要である。
	小計	11	78, 602, 501	
減	減価償却超過額の当期認容			
算				

	納税充当金から支出した事 税等の金額	13	5, 000, 000	
演	受取配当等の益金不算入額	14	1, 125, 326	(1) 配当等の額 ① 完全子法人株式等 900,000 ② 関連法人株式等 157,500 ③ 非支配目的株式 480,000 (2) 益金不算入額 ① 支払利息総額 ③、260,100+132,450= 3,392,550 ② 株式等の簿価 12,600,000+12,600,000=25,200,000 ③ 総資産額 貸借対照表における貸倒引当金の表示形式は、控除方式によっていたものとした。 1,504,336,000+1,520,791,000 + 1,600,000+7,700,000 = 3,034,427,000 ④ 原則法による控除負債利子 ① × ② 3 = 285,127 ⑤ 益金不算入額 900,000 + (157,500-28,174) + 480,000×20% = 1,125,326
	外国子会社から受ける剰余 金の配当等の益金不算入額	15		
	受贈益の益金不算入額	16		
	適格現物分配に係る益金不 算入額	17		
	法人税等の中間納付額及び誤納に係る還付金額	18		
	所得税額等及び欠損金の繰 戻しによる還付金額等	19		
	仮払租税公課認定損	20	13, 450, 000	8,000,000+650,000+1,800,000 +3,000,000= 13,450,000

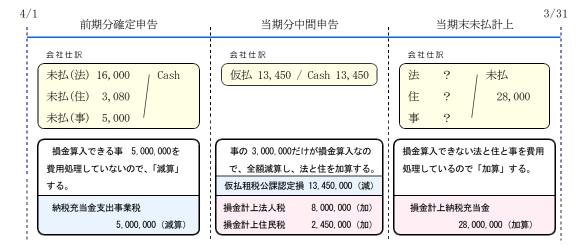
減	譲渡損益調整勘定繰入額		250, 000, 000	C社に譲渡した土地の譲渡直前簿価は、 1,000万円以上であるため、譲渡損益調整資産に該当し、これを完全支配関係が あるC社に譲渡したため、その譲渡利益 は、譲渡事業年度の損金の額に算入する。
	時価ペッジに伴う損金算入額		0	会社が繰延ヘッジ処理を適用していたと想定すると、税務上の調整は不要である。
算				
_	小 計	21	269, 575, 326	
-	仮 計	22	△ 36, 763, 825	
	連者等に係る支払利子等の損 不算入額	23		
超:	過利子額の損金算入額	24	Δ	
	仮 計	25	△ 36, 763, 825	
- 寄	<b>労金の損金不算入額</b>	26	250, 592, 274	(1) 完全支配関係 250,000,000 (2) その他 2,000,000 (3) (1) +(2) = 252,000,000 (4) その他の寄附金の損金算入限度額 期末資本金等は 100,000,000円とする。 $\{(100,000,000 \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000})$ + 別表4仮計+(3)) $\times \frac{2.5}{100} \} \times \frac{1}{4}$ = 1,407,726 (5) 損金不算入額 (3) - (4) = 250,592,274
法	人税額から控除される所得税	29	313, 958	183, 780 + 32, 162 + 98, 016 = 313, 958
	額控除の対象となる外国法人 の額	30		
	合 計	33	214, 142, 407	

契約者配当の益金不算入額	34		
非適格合併又は残余財産の全部 分配等による移転資産等の譲渡 利益額又は譲渡損失額	36		
差 引 計	37	214, 142, 407	
欠損金又は災害損失金等の当期 控除額	38		
総計	39	214, 142, 407	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探 鉱費の特別控除額	40		
残余財産の確定の日の属する事 業年度に係る事業税の損金算入 額	46		
所得金額又は欠損金額	47	214, 142, 407	

### (問2) C社の当期末における土地の帳簿価額 ⑤

法人が固定資産を時価よりも低い金額で購入した場合、固定資産の取得原価は、購入時の時価に基づいて算定する。従って、会社が計上している帳簿価額は 150,000,000円であるが、税務上の帳簿価額は、400,000,000円となる。

#### 1. 租税公課について



## 2. A社との取引

# (1) 中古機械装置について

(会社の会計処理)

【資料4】2(1)より、取得原価は3,000,000円、支出額との差額は寄附金となる。

(借) 機械装置	3,000,000	(貸) 現金預金	5,000,000
寄附金	2,000,000		

【資料4】6(2)より、移設費用2,500,000円は、工場経費として費用処理している。

(借) 工場経費 2,500,000 (貸) 現金預金 2,500,000

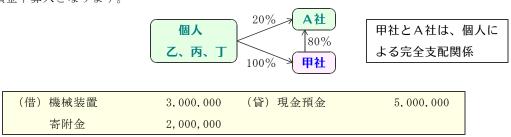
【資料4】2(1)より、会社償却費は、耐用年数5年の定率法(0.400)で7ヶ月分を計上している。

(借) 減価償却費 700,000※ (貸) 機械装置 700,000

※ 3,000,000×0.400 (5年、定率法) ×7/12= 700,000

#### (税務上の仕訳)

【資料4】2 (1)より、税務上の取得原価と寄附金の額は、会社計上額と一致しています。ここで、 甲社とA社の間に法人による完全支配関係があれば、寄附金は全額損金不算入となります。しかし、 本間の場合、甲社とA社は個人による完全支配関係となっているため、グループ法人税制は適用 されず、当該寄附金 2,000,000円は、その他の寄附金とされ、損金算入限度額を超える部分のみ が損金不算入となります。



【資料4】6(2)の移設費用※2,500,000円は、税務上、事業供用費用として取得原価に算入する。

(借)機械装置 2,500,000 (貸)現金預金 2,500,000

※ 例えば、甲社が所有している機械装置を東京工場から千葉工場に移設する際の費用は 修繕費とされます(基通7-8-2)が、他の法人からの移設費用は取得原価とされます。

【資料4】6(2)より、償却限度額は、耐用年数4年の定率法(0.500)で7ヶ月分を計上する。

(借) 減価償却費 1,604,166※ (貸) 機械装置 1,604,166

※ (3,000,000+2,500,000) ×0.500 (4年、定率法) ×7/12= 1,604,166

## (2) A社株式の譲渡

有価証券の譲渡原価の算出方法は、移動平均法(法定)によっている。

$$\therefore$$
 会社計上譲渡原価 = (30,000,000+20,000,000) ×  $\frac{200 \text{株}}{800 \text{株}}$  = 12,500,000円

会社計上仕訳 (平成29年10月20日)

(借) 現金預金	@88,000×200株	(貸) A社株式	12,500,000
		有価証券売却益	5, 100, 000

完全支配関係法人間の資産の譲渡取引に係る譲渡損益の繰延べの適用について

A社株式は、売買目的外の有価証券であり、かつ、譲渡直前の簿価が10,000,000円以上であるため、譲渡損益調整資産に該当します。そして、譲渡損益の繰延べは、完全支配関係にある他の内国法人に譲渡した場合に適用される制度ですが、本問の場合、譲渡損益調整資産を個人丁に譲渡しているため、譲渡損益の繰延べは適用されません。

: 会社計上有価証券売却益 5,100,000円は、税務上の譲渡益と一致し、別表上の調整は不要となります。

## 3. 甲社からC社への土地の譲渡

会社計上仕訳(平成30年2月1日)

(借) 未収入金	400, 000, 000	(貸) 土 地	150, 000, 000
		土地譲渡益	250, 000, 000
(借) <b>雑損失(寄附金)</b>	250, 000, 000	(貸) 未収入金	250, 000, 000

内国法人がその有する譲渡損益調整資産を、その内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人に譲渡した場合には、その譲渡損益調整資産に係る譲渡利益(損失)の金額は、その譲渡した事業年度の所得の金額の計算、損金(益金)の額に算入する。

→ 譲渡損益調整勘定繰入額 250.000.000 (減算)

内国法人が完全支配関係(法人による完全支配関係に限る)のある他の内国法人に対して 支出した寄附金の額は、寄附を行った内国法人の所得金額の計算上、その全額が損金不算入 とされる。→ 寄附金の損金不算入額 250,000,000 (別表4仮計下で加算)

# 4. 当期中に甲社が受けた配当金

#### (1) 配当等の額

- ① 完全子法人株式等(配当等の計算期間を通じて、完全支配関係にあった他の内国法人の株式等) A社株式: 900,000円(甲社は当期中に個人丁にA社株式を譲渡しているが、完全支配関係内での譲渡のため、完全支配関係は継続していると考える。)
- ② 関連法人株式等(配当等の計算期間を通じて、発行済株式総数の 1/3 超を有している場合の他の内国法人の株式等(完全子法人株式等を除く。))

B社株式: 157,500円

③ 非支配目的株式(配当等の基準日に、発行済株式総数の5%以下を有している場合の他の内国 法人の株式等)

K社株式: 480,000円

#### (2) 益金不算入額

- ① 支払利息総額 (売上割引料は含めない。) 3,260,100+132,450= 3,392,550
- ② 関連法人株式等の簿価 (B社株式の税務上の簿価) 12,600,000+12,600,000= 25,200,000
- ③ 総資産簿価(帳簿上)

貸借対照表における貸倒引当金の表示形式について、問題文に指示がないため、ここでは、控除方式によるとして計算する(株式について「借方表示」と明記されているので、貸倒引当金について「貸方表示」であれば、その旨が明記されていたはず、と考えて、控除方式を選択したが、貸方表示形式による別解も認められるはずである。)。

1,504,336,000+1,520,791,000+1,600,000+7,700,000 = 3,034,427,000

④ 原則法による控除負債利子

① 
$$\times \frac{2}{3} = 285,127$$

⑤ 益金不算入額

完全子法人A社株式 900,000 + 関連法人B社株式 (157,500-28,174) + 非支配目的K社株式 480,000 $\times$ 20% = 1,125,326円

#### (3) K社株式の評価について

K社株式が売買目的で保有しているかはどうかについて、指示がありません。しかし、売買目的有価証券とされるためには、例えば、次のような要件が必要となります。

- 1. 短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的で取引を行ったもの(専担者売買有価証券)
- 2. その取得の日において短期売買目的で取得した旨を帳簿書類に記載したもの

このように、「売買目的有価証券」はどちらかといえば限定的な存在で、問題文に指示がない 場合には、「その他有価証券」に該当すると考えるべきです。

次に、会社が「全部純資産直入法」と「部分純資産直入法」のいずれを適用していたのかも定かではありません。ヒントとして、【資料3】に次のような指示があります。

「甲社では、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って会計処理を行っている。」会計処理の基準では、両者を並列列挙しているものと、「全部純資産直入法」を原則扱いしているものとがあります。そこで、会社が全部原価直入法を採用し、評価損の費用処理を行っていないと判断し、別表4の調整は不要としています。

他の解答としては、次のようなものも考えられます。

- ① K社株式 → 売買目的 → 会社は評価損を計上している。→ 別表4の調整なし
- ② K社株式 → 売買目的外 → 会社は部分純資産直入法で評価損を計上 → 別表4で加算調整

### 5. 貸倒引当金

甲社は、資本金1億円以下の普通法人で、かつ、資本金5億円以上の大法人に完全支配されていないため、税務上の個別貸倒引当金、及び一括貸倒引当金を設定できる。

#### (1) 個別貸倒引当金について

取引先S社が破産手続開始の申立てを行っため、個別貸倒引当金の設定を検討する必要があります。S社が当期と翌期のいずれにおいて破産手続き開始の申立てを行ったのか定かではないので、まず、この点を明らかにした上で、答案を作成して下さい。

[S社が翌期に申し立てを行っていた場合 = S社への売掛金は一括評価金銭債権] 会社繰入額 (7,700,000-2,900,000) - 繰入限度額 0 = 繰入超週額 4,800,000 (加算)

#### (2) 一括貸倒引当金について

[S社が当期中に申し立てを行っていた場合 = S社への売掛金は個別評価金銭債権]

① 一括評価金銭債権

38,500,000+124,000,000-10,000,000+150,000,000=302,500,000

② 実質的に債権とみられないもの

15,000,000 > 5,000,000  $\therefore 5,000,000$ 

③ 繰入限度額

 $(1-2) \times 8/1,000 = 2,380,000$ 

④ 繰入超過額

会社繰入額 2,900,000 - 繰入限度額 2,380,000 = 繰入超過額 520,000 (加算)

- [S社が翌期に申し立てを行っていた場合 = S社への売掛金は一括評価金銭債権]
- ① 一括評価金銭債権

38,500,000+124,000,000+150,000,000=312,500,000

② 実質的に債権とみられないもの

15,000,000 > 5,000,000  $\therefore 5,000,000$ 

③ 繰入限度額

 $(1 - 2) \times 8/1,000 = 2,460,000$ 

④ 繰入超過額

会社繰入額 2,900,000 — 繰入限度額 2,460,000 = 繰入超過額 440,000 (加算)

## 6. 建物付属設備の改修

冷暖房設備の出力を大きくするための支出 40,000,000円は、資本的支出に該当します。平成28年4月1日以降取得建物附属設備には定額法が適用されますが、平成19年3月31日以前に取得した建物付属設備に対する資本的支出については、既存設備の償却方法(定率法)による償却も可能です。

本問では、【資料3】(6)の「甲社が所有する中古資産に対し資本的支出を行った場合には、新規に資産を取得したものとして減価償却を行うこととしている。」という指示を援用して、定額法によって償却超過額の計算を行っています。なお、従来から所有している本体の 50,000,000円部分については、「減価償却費の計算は適正に行われている。」という指示に従い、本間における調整は6月1日に支出した40,000,000円部分に対してのみ行っています。

会社償却費 40,000,000 — 償却限度額  $40,000,000 \times 0.067 \times 10/12$  — 繰入超過額 37,766,667 (加算)

### 7. 海外視察旅行について

基通9-7-6 (海外渡航費)

法人がその役員又は使用人の海外渡航に際して支給する旅費(仕度金を含む。以下この款において同じ。)は、その海外渡航が当該法人の業務の遂行上必要なものであり、かつ、当該渡航のため通常必要と認められる部分の金額に限り、旅費としての法人の経理を認める。したがって、 法人の業務の遂行上必要とは認められない海外渡航の旅費の額はもちろん、法人の業務の遂行上必要と認められる海外渡航であってもその旅費の額のうち通常必要と認められる金額を超える部分の金額については、原則として、当該役員又は使用人に対する給与とする。

- (注) その海外渡航が旅行期間のおおむね全期間を通じ、明らかに法人の業務の遂行上必要と認められるものである場合には、その海外渡航のために支給する旅費は、社会通念上合理的な基準によって計算されている等不当に多額でないと認められる限り、その全額を旅費として経理することができる。
- (1) 上記通達より、代表取締役乙、及び乙の長男である丙が参加した海外旅行費のうち、270,000円(=900,000×30%) は、給与となります。
- (2) 乙の長男である丙が「みなし役員」とされるか、を検討します。
  - ① 甲会社は、上位1グループによって100%保有されている。: 同族会社
  - ② 丙は、50%、10%、5%超基準を満たしている。 : 特定株主
  - ③ 丙は、経営に従事している。
  - ①~③より、丙は「みなし役員」となります。
- (3) 役員給与の損金性について、検討します。
  - ① 定期同額給与の要件を満たしていない。
  - ② 事前確定届出給与の要件を満たしていない。
  - ①~③より、当該役員給与の損金算入は認められません。
- (4) (1)~(3)より、270,000円(加算)・・・ 役員給与の損金不算入額

#### 8. デリバティブ取引

会社が繰延ヘッジ処理しているのか、時価ヘッジ処理しているのかについて、直接的な指示はありません。ただし、会計上は繰延ヘッジ処理が原則であること、【資料3】(1)において、「甲社では、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って会計処理を行っている。」とした上で、【資料4】8.において、「当期末において未決済であるため甲社では何も処理を行っていない。」とされていることから、繰延ヘッジ処理を適用していたと想定するのが自然です。

デリバティブ取引については、税務上の処理が会計処理に従う形となるため、会社が繰延ヘッジ処理 を採用していて、何ら会計処理を行っていないならば、それが「税務上の適正な処理」ということにな り、税務上の調整も不要です。

なお、会社が時価ヘッジ処理していた場合の税務調整も示しておきます。会社が何ら会計処理を行っていないため、時価ヘッジ処理を行っていたのと同じ結果になるように税務調整を行います。

デリバティブ取引に係る先物利益計上もれ 3,200,000円 (加算) 時価ヘッジに伴う損金算入額 3,000,000円 (減算)